

町会と民間マンションとの一時避難協定締結に関するQ&A

Q この事業はどういうものか？

A 水害発生時に近隣住民等が民間マンションへ一時的に避難できる協定を、町会・民間マンション・区の三者で締結した場合に、当該マンションに対し、30万円相当の備蓄物資(区が用意した物資一覧からの選択式)を供与します。

Q 区が協定締結をする目的は？

A 本区は、海拔0m地帯を多く有し、一度浸水すると長期間継続する地域特性があります。大規模風水害時に避難が遅れてしまった場合の緊急的な避難先として、民間マンションと協定締結をすることで、一時的に身を守る手段を確保するためです。また、あらかじめ協定を締結しておくことで町会と民間マンションとのトラブルを事前に抑制することも目的としています。

Q 対象は施設の要件は？

A 建物の構造や、対象地域など様々な要件があります。詳細は「水害時における町会と民間マンションとの一時避難協定締結のためのガイドライン」を参照ください。

Q 避難スペースはどのような場所になるのか？

A 屋内の堅牢な浸水想定より上層階の共用スペース(エレベーターホール等)が避難先と想定されます。低層階の住民が上層階へ避難してもなお受入れが可能であれば、協定締結を検討することができます。

Q 避難開始の条件とは？

A 区が発令する「緊急安全確保」を水害時一時避難施設利用開始時期とします。ただし、台風の接近等により住宅の浸水等の発生が事前に懸念される場合は、原則として浸水の想定がされていない地域への避難や避難所として開設している区立施設等へ避難します。何らかの事情により逃げ遅れてしまい、時間的に余裕がない場合に、水害時一時避難施設へ避難する必要があります。

Q 避難者は誰になるのか？

A 協定を締結した町会となります。協定締結時に周辺住民への周知としてピクトグラム(3枚)を提供します。マンションのエントランス等に設置し、周辺住民へ周知をお願いします。

Q 避難者に対してマンションの住民は何かしなければならないのか？

A 基本的には民間マンション内の避難スペースを一時避難施設として提供するものですので、基本的に対応は必要ありませんが、水害時における町会と民間マンションの協力協定のため、双方が可能な範囲内で協力をお願いいたします。

Q 避難期間はどのくらいか？

A 本協定は緊急的な避難先の確保であり、一時的な避難を想定しています。ただし、被害状況次第では、自衛隊等による救出に時間がかかり、避難が長期化する可能性があるためご了承ください。

Q マンションに避難者が殺到し、居住者に危険や不便が生じることはないのか？

A 避難所等のように数日程度の避難を想定するものではなく、浸水の想定がされていない地域への避難や避難所として開設している区立施設等へ避難する時間的余裕がない場合の緊急避難先として想定しているものです。危険が去れば、避難者は退去していただきます。

Q 緊急時でないのにマンションに侵入する人が発生してしまうのではないのか？

A 本協定は避難所等に避難する時間的余裕がない場合についてのものです。あくまでも緊急時の避難についてであるという趣旨を引き続き周知いたします。(ホームページ、区報など)

Q 民間マンションにオートロックが備え付けられている場合の対応はどうなっているのか？

A マンションにオートロックが備え付けられている場合、解除のタイミングや手段について協議することが協定締結の要件となります。オートロックに関しては相手方と十分に協議することが必要です。

問い合わせ先

江東区防災課防災計画係

TEL:03-3647-9584